

○総務省告示第 号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）別図第四の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第九十五号（デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件）の一部を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別記第7 拡張情報の構成 [図 略] [注1～6 略]</p> <p>7 搬送波の総数は、各搬送波群に属する搬送波の<u>数</u>とし、値の最小は<u>1</u>、最大は255とする。<u>0</u>は、用いない。 [注8～11 略]</p>	<p>別記第7 拡張情報の構成 [図 同左] [注1～6 同左]</p> <p>7 搬送波の総数は、各搬送波群に属する搬送波の<u>総数</u>とし、値の最小は<u>2</u>、最大は255とする。<u>値0及び1</u>は、用いない。 [注8～11 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	